

神奈川県の特例支援教育のあり方に関する検討会 中間まとめ（案）

はじめに 検討会設置の背景と目的

神奈川県では、支援教育の理念のもと、共生社会の実現に向け、できるだけすべての子どもが同じ場で共に学び、共に育つことを基本的な考え方として、インクルーシブ教育の推進に取り組んでいる。

小・中学校では、平成 27 年度から茅ヶ崎市など 3 市 1 町 7 校で、すべての子どもが、できるだけ通常の学級で学びながら必要な時間に適切な指導を受けることができる仕組みである「みんなの教室」モデル事業を展開している。

県立高等学校では、インクルーシブ教育実践推進校のパイロット校に指定した 3 校で、72 名の知的障がいのある生徒が入学し、共に学校生活を送っている。また、インクルーシブ教育を推進する中で、特別支援教育を充実させる必要があり、その一環として、県立高等学校においては、平成 30 年度から 3 校で通級指導教室を開設した。

一方、特別支援学校においては、特別支援学校で学ぶことが必要な幼児・児童・生徒が増加していることに対応するため、「新まなびや計画」に基づき、新校の整備などに計画的に取り組んでいる。

また、医療的ケアが必要な児童・生徒の増加と、教員が対応することが難しい高度な医療的ケアを必要とする児童・生徒が増えていることに対応するために、看護師を増員するなどして支援体制を整えているところである。

さらに、特別支援学校は、地域の小・中学校及び高等学校における特別支援教育の充実のため、センター的機能として、教育相談や研修会に取り組んでいる。

こうした状況を踏まえ、インクルーシブ教育を推進していく中で、今後の特別支援教育のあり方についての具体的な検討を行うことが必要と考え、この検討会を立ち上げた。

本検討会では、今後の特別支援教育のあり方について、現状と課題について検討を行ってきたところであり、現時点までの検討状況を「中間まとめ」として、以下のようにとりまとめた。

本検討会では、引き続き、「特別支援学校の整備」、「医療的ケア」、「特別支援教育における県と市町村の役割分担」などについて整理し最終報告の取りまとめに向けて、検討を進める。

1 神奈川県の特例支援教育を取り巻く状況

(1) 特別支援教育を必要とする児童・生徒の増加

ア 特別支援学級に在籍する児童・生徒の増加

特別支援学級に在籍する児童・生徒数は、平成 19 年度から 10 年間で小学校では、1.9 倍、中学校では、1.8 倍に増加している。

障害種別では、小学校では、自閉症・情緒障害が 1.8 倍、知的障害が 2.2 倍。中学校では、自閉症・情緒障害が、1.9 倍、知的障害が 1.7 倍に増加している。

イ 通級による指導を受ける児童・生徒の増加

通級による指導を受けている児童・生徒数は、平成 19 年度から 10 年間で小学校では、1.8 倍、中学校では、5.8 倍に増加している。

特に、自閉症・情緒障害については、小学校では 2.4 倍、中学校では 5.4 倍となり、学習障害・注意欠陥多動性障害についても、小学校では 6.1 倍、中学校では 24 倍と増加が顕著である。

ウ 特別支援学校に在籍する児童・生徒数の増加

児童・生徒数は、平成 19 年度からの 10 年間で小学部は 1.03 倍、中学部は 1.07 倍と微増の中、高等部は 1.61 倍に増加している。

障害別では、視覚障害、聴覚障害が減少、病弱・虚弱が横ばい、肢体不自由と知的障害が増加傾向(肢体不自由 1.2 倍、知的障害 1.4 倍)にある。

(2) 障がいの重度・重複化、多様化

小・中学校及び高等学校においては、特別支援教育を必要とする児童・生徒の増加に伴い、教育的ニーズも多様化してきている。

特別支援学校においては、強度行動障害の児童・生徒等障がいの重い児童・生徒への指導から、高等部知的障害教育部門に在籍する生徒指導等の必要な障がいの軽度な生徒への指導など多岐に渡っている。

医療的ケアの必要な児童・生徒の状態像は多様化し、小・中学校や知的障害教育部門等にも在籍するようになっている。

一方、特別支援学校肢体不自由教育部門では、人工呼吸器等の高度な医療的ケアを必要とする児童・生徒が増加している。

2 神奈川県これまでの取組み

(1) インクルーシブ教育推進に向けた取組み

ア 小・中学校

小・中学校では、平成 27 年度から茅ヶ崎市、平成 28 年度から厚木市、南足柄市、寒川町の 3 市 1 町 7 校で、すべての子どもができるだけ通常の学級で共に学びながら、必要な時間に適切な指導を受けることができる仕組みである「みんなの教室」モデル事業を展開している。

イ 高等学校

県立高等学校では、知的障がいのある生徒が、高校教育を受ける機会の拡大として、平成 28 年度に、インクルーシブ教育実践推進校のパイロット校を 3 校指定し、平成 29 年度から受入れを開始した。平成 29 年度には 31 名、平成 30 年度には 41 名の知的障がいのある生徒が入学し、共に高校生活を送っている。県立高校改革実施計画(Ⅱ期)において、新たにインクルーシブ教育実践推進校を 11 校指定し、平成 32 年度から受入れを開始する予定である。

チーム・ティーチング、小集団による指導、個別指導といった多様な形態により指導し、すべての生徒ができるだけ同じ場で共に学び、共に育つインクルーシブ教育の実践に取り組んでいる。

また、平成 29 年度に通級指導の導入校を 3 校指定し、平成 30 年度から通級による指導を開始している。さらに、平成 30 年度に他校通級指導の導入校を 1 校指定し、平成 32 年度から他校通級による指導を開始する予定である。

ウ 特別支援学校

特別支援学校の児童・生徒が、自分の住んでいる地域の小・中学生と交流及び共同学習を行う「居住地交流」について、具体的な手順や留意事項などを示したガイドラインを作成している。

継続的な実施について課題であったことから、平成 29 年度に居住地交流ガイドラインを改訂した。

また、特別支援学校の児童・生徒が居住地の小・中学校に、いわゆる「副次的な籍」を置くという仕組みを設け、地域とのつながりを維持・継続しているケースもある。

(2) 特別支援学校の整備

県教育委員会では、「新まなびや計画」に基づき、新校の整備などに取り組んでいる。平成 32 年 4 月には、県立中里学園跡地に「横浜北部方面特別支援学校（仮称）」が、開校予定である。平成 33 年 4 月には、湯河原町から、旧湯河原中学校の跡地の一部を県が無償で借り受け、小田原養護学校湯河原・真鶴方面分教室（仮称）を開設予定である。

また、地域的な課題を解決する方法として、秦野市に在住する障がいのある児童・生徒の通学負担解消に向け、平成 28 年 4 月には、秦野市立末広小学校の校舎の一部を県が無償で借り受け、秦野養護学校の知的障害教育部門の小・中学部（末広校舎）を設置した。平成 31 年 4 月には、秦野養護学校本校舎内に、知的障害教育部門の高等部校舎の増築し、肢体不自由教育部門を新たに設置する。

(3) 医療的ケアへの対応

県立特別支援学校において、平成 30 年度時点で、医療的ケアが必要な児童・生徒は 237 人在籍しており、平成 19 年度の 129 人から大幅に増加している。こうした児童・生徒を支援するため、現在、学校に看護師を配置するとともに、教員が「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づく研修を受け、ケアを実施している。しかし、近年、教員が対応することが難しい、高度な医療的ケアを必要とする児童・生徒が増えており、こうした児童・生徒への対応や、看護師が高度な医療技術・機器についての知識等を身につけていくことが課題となっている。

このため、県教育委員会では、平成 29 年度から、医師、看護師、担当教諭等からなるワーキンググループを設置し、県立特別支援学校における医療支援体制の充実に向け、検討を行っているところである。

県立特別支援学校では、小・中学校に通う、医療的ケアが必要な児童・生徒への支援を行うため、現在、こうした児童・生徒への支援方法について、個別・具体的な調整を行っている。今後も高度化・複雑化する医療的ケアへの対応とともに、小・中学校に通う医療的ケアが必要な児童・生徒支援の仕組みづくりについて、継続した検討を行っている。

(4) 個別の支援計画の推進

本県においては、特別支援学校では、平成 17 年度から「個別の支援計画」としてライフステージに沿った所属機関の縦の連携をつなぐ「支援シートⅠ」と、教育、医療、福祉、労働等諸機関の横の連携をつなぐ「支援シートⅡ」を導入した。

小・中学校では、平成 18 年度から特別支援学級在籍又は通級による

指導を受ける児童・生徒、平成 19 年度から通常の学級に在籍する支援が必要な児童・生徒に対して導入した。

(5) 就学相談・指導

平成 25 年 9 月に「学校教育法施行令の一部を改正する政令」が施行され、障がいのある児童・生徒は特別支援学校への就学を原則としていた仕組みを、市町村教育委員会が児童・生徒の障がいの状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みへ改められた。これを受け、本県では、平成 28 年 4 月に就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援について助言を行うよう、県教育委員会に設置されていた「就学指導委員会」を「教育支援委員会」に変更した。

(6) 特別支援学校のセンター的機能の充実

県立特別支援学校は、理学療法士 (PT)、作業療法士 (OT)、言語聴覚士 (ST)、心理職などの専門職を教員として配置しており、専門的な見地から、障がいの状態や発達段階に応じた、きめ細やかな支援を行うなど、特別支援教育における地域のセンター的機能を担っている。

具体的には、地域の学校や保護者の教育相談に応じるとともに、各種の研修や市町村に対する支援や、市町村が独自に設置している相談支援チームに特別支援学校の教員も加わり、小・中学校等の具体的な事例に対応している。

(7) 教育相談コーディネーターの配置

各学校における課題解決に向けた推進役として、支援を必要とする児童・生徒に対し、児童・生徒・担任・保護者のニーズの把握、ケース会議の運営、関係機関との連絡・調整を行う教育相談コーディネーターを指名している。教育相談コーディネーターの業務支援や、学習面や生活面での特別な配慮を必要とする児童・生徒に対しては、適切な教育支援を行うための非常勤講師を派遣している。

3 神奈川県の特例支援教育における課題

(1) 教育環境の整備

【小・中学校】

学習環境の整備と教員配置

(主な意見)

多様な学びの場の整備により地域で学ぶ取組みが進む中で、特別支援学級に在籍する児童・生徒数の増加に伴い、個に応じた指導の充実を図るための学習環境の整備が必要である。また、教室数の確保が必要な地域もあり、通常の学級に在籍する児童・生徒と交流ができる配置も望まれる。

教員配置については、これまで義務標準法の教員定数に基づく教員配置や加配をしているが、特別支援学級の児童・生徒が交流及び共同学習を行う際の指導体制の調整に苦慮している。

また、通級による指導では、専門性のある教員の複数配置が難しい現状にある。

【特別支援学校】

ア 教室の確保

(主な意見)

児童・生徒数の増加に伴う教室の狭隘化等過大規模化への対応として、これまで新設校の設置や校舎の増築、部門の併置等、「新まなびや計画」の中で整備を進めてきたが、今後の児童・生徒数の推移等を踏まえた中で、地域的な課題にも対応しながら、整備を行う必要がある。

児童・生徒数は、特に、横浜市鶴見区、港北区、川崎市幸区、中原区での増加が顕著であり、今後も一定の増加が見込まれることからその対応について検討が必要である。

また、高等部知的障害教育部門の学びの場として、平成16年度からは県立高等学校に特別支援学校の分教室を設置し、現在20校の分教室を設置しているが、インクルーシブ教育実践推進校の指定に伴い、分教室のあり方についても併せて考えていく必要がある。

イ 老朽化対策と施設・設備の充実

(主な意見)

既存の校舎については、老朽化が進んでいる状況であり、現在も対策を講じているが、引き続き計画的に行っていくことが必要である。

障がいの重度・重複化、多様化する児童・生徒の実態に応じた施設・設備面の対応が必要である。

(2) 校内支援体制

【小・中学校】

(主な意見)

通常の学級、通級による指導、特別支援学級といった連続性のある多様な学びの場のつながりを持ち、また、交流及び共同学習が継続した取組みとなるよう進めることが必要である。

そのためには、校内の共通理解のもとで、教育課程を編成し時間割りを調整するなどの工夫がさらに必要になる。

【高等学校】

(主な意見)

インクルーシブ教育実践推進校は、現在、パイロット校3校で実施され、県立高校改革実施計画（Ⅱ期）において、新たに11校が指定された。また、通級による指導が平成30年度から3校でスタートし、平成32年度には他校通級指導の取組みも実施予定である。こうした取組みはスタートしたばかりであり、今後、特別支援学校等と連携して、個々の生徒の実態に応じた指導・支援をさらに充実させていくことが必要となっている。

(3) 特別支援学校のセンター的機能

(主な意見)

小・中学校における特別支援学校のセンター的機能の活用については、市町村ごとに理解も進み、仕組みも構築されているところだが、今後、インクルーシブ教育及び特別支援教育をさらに推進するためには、改めて必要な課題を整理する必要がある。

高等学校においては、小・中学校に比べて特別支援学校の教育相談の活用件数が少なく、主な相談内容は個々のケースへの対応であり、センター的機能を活用した校内の支援体制の構築が望まれる。

また、障がいのある生徒の指導を行う際には、障がいの状態を踏まえ、生徒の全体像を捉えて支援を考えていくことが必要であるが、こうした視点が十分とは言えない。特別支援学校で培われてきたノウハウを積極的に活用していくことが必要である。

特別支援学校の知的障害教育部門高等部においては、生徒指導等が

必要な生徒の指導・支援については、これまでの特別支援学校が蓄積してきたノウハウでは十分でない状況があり、進路指導も含め、高等学校との連携などを積極的に図っていくことが必要である。

特別支援学校のセンター的機能について、これまでの取組みの成果と課題を整理する必要がある。

(4) 就学相談

(主な意見)

市町村教育委員会では、就学に向けて、より丁寧な就学相談・指導を繰り返し行うことで、合意形成に至るケースもある。また、医療機関や療育機関から「専門性が必要」と助言を受けて、より専門性の高い特別支援学校を希望する保護者もいる。

特別支援学校で学習を積み重ねて、地域の小・中学校に転学するという流れが進みにくいなど、学びの場が固定化されてしまう現状があり、継続した就学相談が必要である。

(5) 地域とのつながり・交流及び共同学習

(主な意見)

居住地校との交流及び共同学習（居住地交流）では、年度が替わる際に特別支援学校の児童・生徒の情報が交流先の学校で十分に引き継がれず、継続的な取組みが難しいという課題があった。そのことを受け、平成 29 年度に居住地交流ガイドラインの一部修正を行ったところであり、引き続き居住地の小・中学校の児童・生徒との相互理解の促進を図っていくことが必要である。

居住地交流の実施にあたっては、引率体制や保護者の負担を考慮する必要がある。

(6) 中学校、高等学校における進路指導

(主な意見)

中学校の特別支援学級の生徒のうち、高等学校を選択している生徒は、全国では約 3 分の 1 程度であるが、本県では特別支援学校高等部へ 74.5% の生徒が進学している状況にある。インクルーシブ教育実践推進校等、特別支援教育を必要とする生徒の進学先の選択肢が増えたことについて、さらに理解を得られるよう取り組む必要がある。

また、将来の就労等を見据えて、特別支援学校高等部への進学を望まれる保護者も多い。

小学校、中学校、高等学校の各段階で、進学先についての適切な情

報提供を行うとともに、本人の希望などを聞き取りながら、本人と保護者が望ましい進路先を選択できるよう、進路相談・指導を進める必要がある。

高等学校においては、インクルーシブ教育実践推進校の卒業後の進路に向け、障がいのある生徒の進路指導について、特別支援学校にあるノウハウを活用するなどして、体制を構築していく必要がある。

(7) 医療的ケア

ア 小・中学校における医療的ケアへの対応

(主な意見)

小・中学校に在籍する、医療的ケアが必要な児童・生徒数は、少しずつ増加している状況にあり、小・中学校における医療的ケアへの支援体制の整備を進めていくことが急務である。整備の状況は、各市町村により差異があり、看護師の確保や支援体制整備を市町村だけで進めていくことは難しい地域もある。

県教育委員会では、小・中学校における医療的ケアの支援体制の整備を進めるため、平成30年度から県立特別支援学校の看護師を依頼のあった市町村の小・中学校にセンター的機能として派遣する取り組みを始めたところである。今後は、こうした取り組みの成果や課題を全県的に共有し、各市町村における支援体制整備に活かしていくことが望まれる。

イ 特別支援学校における医療的ケアへの対応

(主な意見)

特別支援学校においては、高度な医療的ケアへの対応についての支援体制整備を充実させていくことが急務である。

こうしたことに対応するために、県教育委員会では、県立特別支援学校へ看護師を配置し計画的に増員を図っているところである。

授業場面においては、教科等の授業を行うに当たり、これまで以上に医療的ケアを行いつつ、安全管理に対して細心の注意を払う必要がある。

安心・安全な支援体制整備という上では、適切な人員配置は必須であるが、高度な医療的ケアへの対応として、人数を増やすだけでなく、諸条件を整えていく必要がある。

県教育委員会では、平成29年度に医療的ケアに関するワーキングを立ち上げ、2年間の検討を行ってきたところであり、その成果として県立特別支援学校における人工呼吸器の対応に関するガイドラインをまとめる予定である。

ウ 医療や福祉との連携

(主な意見)

医療的ケアが必要な児童・生徒の通学支援や保護者の付き添いへの支援等、教育だけで取り組むことは厳しい面もあり、幅広く医療及び福祉との連携を図っていく必要がある。

(8) 教員の専門性の向上と育成

(主な意見)

小・中学校の通常の学級に在籍する障がいのある児童・生徒等への対応を含め、すべての教員が特別支援教育の基本的な知識を理解することがより一層求められる。

特別支援学級では、特別支援教育を初めて担当する教員も多くいることから、研修の充実も必要である。

また、小・中学校における医療的ケアの支援体制を整備していく上では、看護師や教員の研修等の実施が必要である。

高等学校では、教育相談コーディネーターが様々な関係機関の役割を見極め、適切な相談相手につなげながら有効な支援につなげていくことが必要である。そのための専門性の向上がより一層求められる。

一方で、研修の機会と時間の確保が難しい現状がある。

教員の研修のすべてを校内研修や総合教育センター等の研修で行うのは難しく、大学等外部機関のより一層の活用が望まれる。

(9) 県と市町村の役割分担と連携

(主な意見)

本県は、政令市3市とその他の市町村とがあり、人口や財源等、地域により差異があり、各自治体では状況に応じて通級指導教室や特別支援学級の設置、支援体制等の整備を進めてきた。

特別支援学校の設置については、県と政令市が現状を鑑みながらニーズを踏まえて取り組み、学校区の調整等、必要な情報を共有しながら実施してきた。しかし、現状では県と政令市、市町村との情報共有の現状や、どのような役割分担をしながら整備等を進めているのかが見えにくい状況がある。

また、教員の専門性の向上等、共通して取り組まなければいけない課題の共有が十分とは言えず、教員の専門性の向上や医療的ケアの支援体制整備等について、相互に活用しながら取組める仕組みづくりの検討も必要と考える。

4 今後の検討の方向性

(1) 特別支援学校の整備について

特別支援学校に在籍する児童・生徒の増加に伴う対応は一定程度行ってきたが、今後も地域的な課題や児童・生徒数の推移を勘案し、その対応について検討する必要がある。その際、県と市町村が協力し合い、地域とのつながりを考慮した整備が必要である。また、既存の施設も老朽化や、教育的ニーズに応じた学習環境の充実などを図るための環境整備が必要である。

インクルーシブ教育実践推進校の増加に伴い、特別支援学校の分教室のあり方についても併せて検討していく必要がある。

(2) 医療的ケアのあり方について

本県では、医療的ケアへの対応として、県立特別支援学校へ看護師を配置し対応を行い、医療的ケアに対応する担当教員の養成を行ってきたが、医療的ケア児の増加と重度化・複雑化に伴い、看護師の配置数は全国の配置状況と比較しても厳しい状況がある。そのため、日常の医療的ケア児への対応や人工呼吸器を使うような高度化する医療的ケアへの対応や学校行事等での対応等、看護師の増員を含め、安心・安全な医療的ケアの支援体制整備を早急に行う必要がある。

地域の小・中学校に在籍する、医療的ケアが必要な児童・生徒の支援体制の整備に向けて、平成 30 年度から県立特別支援学校の看護師が市町村の小・中学校にセンター的機能として派遣する取組みを進めている。今後は、取組みの成果や課題を全県的に共有し、各市町村における仕組みの構築に活かしていくことが望まれる。

(3) 特別支援教育における県と市町村の役割分担のあり方について

県全体で取り組む課題の整理

インクルーシブ教育を推進する中で、特別支援学級、みんなの教室、インクルーシブ教育実践推進校、特別支援学校など、役割やそれぞれの学びの場の整備の目指すべき方向性を共有していく必要がある。

居住地校との交流及び共同学習（居住地交流）では、年度が替わる際に特別支援学校の児童・生徒の情報が交流先の学校で十分に引き継がれず、継続的な取組みが難しいという課題があったことから、平成 29 年度に居住地交流ガイドラインの一部修正を行った。今後は、事業の評価を継続的に行いながら、地域とつながりを持ち、居住地の小・

中学校の児童・生徒との相互理解の促進を図っていくことが必要である。

児童・生徒の学ぶ場の決定にあたっては、就学相談・指導の中で、本人、保護者のニーズを踏まえながら関係者間で丁寧な相談を積み重ねる中で決定している状況であるが、今後は特別支援学校から地域の小・中学校へ、また、地域の小・中学校から特別支援学校へなど、連続した多様な学びの場の中で柔軟に教育的ニーズに対応して行くことも必要である。

県と市町村が連携して取り組む課題の整理

小・中学校及び高等学校における特別支援教育の充実に向けた、県と市町村が連携して取り組む具体策を検討することが必要である。

特別支援教育のセンター的機能の充実に向けて、小・中学校及び高等学校におけるセンター的機能の活用を踏まえて、課題を整理し、県と市町村が連携して取り組む具体策を検討することが必要である。

特別支援学校における教育の専門性の充実に向けて、特別支援学校の現状を踏まえて課題を整理し、県と市町村が連携して取り組む具体策を検討することが必要である。